

○議長（茅沼隆文）

次に日程第8 報告第6号 平成29年度開成町一般会計繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

報告第6号 平成29年度開成町一般会計繰越明許費の繰越しについて。

地方自治法施行令第104条第2項の規定により、平成29年度開成町一般会計繰越明許費の繰越しについて別紙のとおり報告する。

平成30年6月22日提出、開成町長、府川裕一。

この報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして普通地方公共団体の長は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないとされております。よって、今回報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

平成29年度開成町一般会計繰越明許費繰越計算書。5款農林水産業、1項農業費、事業名、開成町ブランド創出事業費、金額31万4,000円。うち翌年度繰越額12万6,600円、財源内訳は一般財源12万6,600円。

二つ目になります。7款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、町道良事業費、金額1,172万3,000円、うち翌年度繰越額720万円、財源内訳は未収入特定財源国県支出金242万円、一般財源478万円。

以上、2事業による表中計としまして、金額1,203万7,000円、翌年度繰越額732万6,600円、財源内訳は、未収入特定財源国県支出金242万円、一般財源490万6,600円。

平成30年6月22日提出、開成町長、府川裕一。

報告は以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。今回、繰越明許費ということで説明いただいたのですが、ちょっと分からないのが、5番の農林水産業の開成町ブランド創出事業費ということで、どうしてこれは繰越しでやるのか。通常これは事業といたら、その年度ごとに出してくればいいと思うのですけれども、何か理由があるんだと思うので、道路改良は分かりますので、そこをもうちょっと説明いただきたい。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

では、私からお答えさせていただきます。今回の繰越明許費は、3月中に、いわゆる焼酎やいちろうの商標登録が約束ができないという連絡をいただいたために、3月に補正の中で、繰越しをさせていただいたところです。今回、その手続が済みまして、5月25日に商標登録が終わったということで、通知が6月8日にありましたので、この商標登録の部分が30年度に入ってから行われたということで報告するのでございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。ということは、今年度、今出されている限りで、次年度からは、単年度ごとに事業をしていくという理解で良いのか。毎回こういう形で提案していくのか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

商標登録が、3月中に確実に終わっていれば、単年度で済んだ話なのですが、今年度はこの弁理士の話を知ると、オリンピックの影響等でなかなか簡単に年度内に終わらないという予測が通知が、連絡がありましたもので、今回は2年間にまたがってしまったのですけれども、今後は登録商標的な仕事はないので、ブランドの関係は。これはもう単年度、単年度でやっていくということになります。

○議長（茅沼隆文）

他に質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは以上で報告第6号 平成29年度開成町一般会計繰越明許費の繰越しについての報告を終了いたします。